

農家経営安定資金 東日本大震災農業経営対策特別資金

東日本大震災により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通します。

資金種別

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による地震・津波の被害を受けた農業者等に融通する資金

(東北地方太平洋沖地震対策資金)

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受けている農業者等に融通する資金

事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農家収入が減少した農業者等に融通する資金

(原発事故対策緊急支援資金)

次のいずれかに該当する農業者等へのつなぎ資金として融通する資金

(ア)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等

(イ)作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等

(農家経済維持支援資金)

対象経費

東北地方太平洋沖地震対策資金
施設等の復旧費及び減収のため不足する運転資金

原発事故対策緊急支援資金
減収のため不足する運転資金

農家経済維持支援資金
農家経済の維持に必要な資金

貸付限度額

東北地方太平洋沖地震対策資金
500 万円

原発事故対策緊急支援資金
個人 1,000 万円
法人・団体 1,200 万円

農家経済維持支援資金
200 万円

貸付利率

東北地方太平洋沖地震対策資金・原発事故対策緊急支援資金
1.2%以内(農協取扱いにあっては無利子)

農家経済維持支援資金
無利子

償還期間

東北地方太平洋沖地震対策資金・原発事故対策緊急支援資金
10年以内(うち据置3年以内)

農家経済維持支援資金
5年以内(うち据置3年以内)

福島県農業信用基金協会の保証制度が御利用いただけます。

1) 保証料率 東北地方太平洋沖地震対策資金・原発事故対策緊急支援資金
0.29%

農家経済維持支援資金
0.27%

2) 保証割合 100%

3) 担保・保証人 ・個人:原則無担保・無保証人
・任意団体:任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人
・法人:役員個人連帯保証により無担保

原発事故対策緊急支援資金については、債務延滞者等を対象に無担保・無保証人で保証引受を行う、福島県農業信用基金協会が実施する農業経営復旧対策特別保証事業(国事業)による債務保証の利用も可能です。この場合の貸付限度額については、損害賠償請求額の1/2又は農家経営安定資金の貸付限度額のいずれか低い額となります(なお、保証料率は年0.35%となります)。

取扱融資機関

東北地方太平洋沖地震対策資金・原発事故対策緊急支援資金
各農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行の本支店

農家経済維持支援資金
各農協、福島銀行、東邦銀行の本支店

融資機関及び農業信用基金協会の審査で決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことをご了承ください。

お問い合わせ先